

○立川市立学校の区域外就学の承認に関する要綱

平成22年1月17日教育委員会要綱第34号

立川市立学校の区域外就学の承認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）が市内に住所を有しない児童又は生徒の立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）への就学（以下「区域外就学」という。）に関する保護者の申請に係る審査について、必要な審査基準及び事務処理手続を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 区域外就学の申請ができる者は、原則として児童又は生徒の保護者で別表に定める審査基準に該当し、かつ、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 児童又は生徒が現に市内に住所を有しないこと。
- (2) 児童又は生徒の通学時間及び通学方法を明確にし、その通学時間及び通学方法が児童又は生徒の安全の確保及び体力面を考慮して適正であること。この場合において、自転車による通学は認められないものとする。
- (3) 通学途上における児童又は生徒の安全について、保護者が責任を持つことを承諾していること。
- (4) 承諾期間満了後は、児童又は生徒が住所地の教育委員会の指定する学校に就学することを承諾していること。

(申請)

第3条 区域外就学を希望する者（以下「申請者」という。）は、就学を希望する市立学校の校長（以下「校長」という。）に就学の確認を受けた後、委員会に区域外就学申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 申請者は、委員会が必要と認めるときは、教育委員会が必要と認める文書を申請書に添えるものとする。

(承認)

第4条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、申請者及び関係する校長に対し、区域外就学承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(協議)

第5条 委員会は、前条に規定する区域外就学の承認をする場合には、施行令第9条第2項により、児童又は生徒の住所の存する区市町村の教育委員会に協議する。

2 前項の規定による協議は、区域外就学協議書（第3号様式）によるものとする。

（意見照会等）

第6条 委員会は、第4条の規定による決定において、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 校長、委員会その他関係者に意見の聴取及び事実関係の調査、照会をすること。
- (2) 申請に係る児童又は生徒及びその保護者に対し、関係する校長との面接を課すこと。
- (3) 第4条の承認に条件を付すこと。

（承諾の取消し）

第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する承認を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する申請の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 別表に掲げる審査基準に該当しなくなったとき。

（承諾期間満了後の手続）

第8条 委員会は、申請者が区域外就学の承認期間満了後も児童又は生徒の住所の存する区市町村において適正な就学を行わない場合には、是正するよう通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	事由	対象となる児童 又は生徒	承認期間	添付書類
市外転出後の継続通学	児童又は生徒が市外に転出した後、転出先の住所地の教育委員会が指定する小学校又は中学校	1 小学校第1学年から第4学年までの児	最長で学年末ま	住民票の写し及び委員会が必要と

	に就学することが当該児童又は生徒にとって著しい環境の変化にあたるため、継続して現に籍のある市立学校に就学することが望ましいと認められる場合。なお、学年の基準日は4月1日とする。	<p>童</p> <p>2 中学校第1学年の生徒</p> <p>1 小学校第5学年及び第6学年の児童</p> <p>2 中学校第2学年及び第3学年の生徒</p>	最長で卒業まで	認める書類
市外一時転出	家の建替え等で一時的に市外に転出し、在学期間中、かつ、おむね6か月以内に市内に転入することが確実な場合で、継続して現に籍のある市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合	<p>1 小学校全学年の児童</p> <p>2 中学校全学年の生徒</p>	転入予定日まで	売買契約書の写し、建築請負契約書の写し、賃貸借契約書の写し等
転入予定	転入することが確実であるため、転入予定住所地の通学区域の市立学校に当該児童又は生徒が就学することを保護者が希望する場合。ただし、学年の当初から就学するためには、8月31日までに転入が確実なことを要する。	<p>1 小学校全学年の児童</p> <p>2 中学校全学年の生徒</p> <p>3 次年度に小学校又は中学校に入学予定の者</p>	転入予定日まで	売買契約書の写し、建築請負契約書の写し、賃貸借契約書の写し等
兄弟姉妹関係	兄若しくは姉が区域外就学により市立学校に継続して卒業まで就学する場合において、当該児童又は生徒が兄若しくは姉と同	兄若しくは姉が小学校第5学年又は中学校第2学年であって、次	入学予定校の校長との面談のうえ、最長で兄又は姉が卒業するま	住民票の写し及び委員会が必要と認める書類

	一の市立学校に就学することを保護者が希望し、かつ、当該市立学校が隣接校制度による児童又は生徒の受け入れが可能な場合。ただし、小学校にあっては自宅から当該市立学校までの距離が、住所地の指定校までの距離より近い場合に限る。	年度に小学校又は中学校に入学予定の者	で。ただし、引き続き就学を強く希望する場合には、教育的・医学的な判断のうえ再度校長との面談を行う。	
家庭的事情	保護者が就労等の理由により児童の保護監督が著しく困難な状況において、保護者に代わる市内に住所を有する親族の住所地を通学区域とするとき。	次年度に小学校に入学予定の者	事由により最長で卒業まで	保護監督する者の同意書、住民票の写し及び委員会が必要と認める書類
その他	上記に掲げるもののほか、区域外就学を承認する特段の理由があると認められる場合	1 小学校全学年の児童 2 中学校全学年の生徒 3 次年度に小学校又は中学校に入学予定の者	事由により学期末まで又は卒業まで	委員会が必要と認める書類